

### 市農業賞受賞者決定

地域農業の発展に尽くした人などを顕彰する市農業賞の受賞者が決まりました。

(敬称略)

●地域づくり活動部門  
杉浦勝博(東端町)



の複合経営から転換し、農事組合法人高棚宮農組合の一員として、高棚集落全域を地区とする土地利用型農業専作に取り組み。平成16年にはあいち中央農協営農部長を務め、土地利用型農業振興や農商工連携の礎を築いた。

●農業青年奨励部門  
黒柳晃(小川町)



平成8年から農業委員を4期務め、地域農業の再編・発展に貢献。平成14年から、県営ほ場整備事業安城明祥地区の工区長として、完了に尽力。現在、東端環境保全会会長・安城土地改良区総代・安城土地改良区理事を務める。

●営農部門  
山村卓久(高棚町)



当初の肥育牛と土地利用型

### 1月15日(金)～2月15日(月)は口座振替推進月間 市税の納付は便利な口座振替で

口座振替にすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がなくなります。納期限を気にすることなく、納め忘れもありません。手続きも簡単です。ぜひご利用ください。

#### 口座振替を始めるには

●手続きの前に  
希望する税金・金融機関が口座振替可能か確認してください。

●口座振替可能な市税  
市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●取扱金融機関  
市内に本支店のある金融機関、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協

●申し込み  
安城市税口座振替依頼書を提出して1・2か月後の納期分から振替開始になります。平成22年度の税金を初めから口座振替にする場合は、それぞれ次の日までに手続きをしてください。

市県民税(普通徴収) ↓ 4月30日(金) 固定資産税・都市計画税 ↓ 1月29日(金) 軽自動車税 ↓ 2月26日(金) 国民健康保険税 ↓ 5月31日(月)

●持ち物  
口座番号の分かるもの(通帳かキャッシュカード)、通帳印

●申込場所  
取扱金融機関、納税課、南部・桜井支所、北部出張所

※安城市税口座振替依頼書はそれぞれの窓口にあります。

#### 手続き終了後

口座振替の登録が完了したら、「口座振替確認通知書」が

届きます。実際の振替結果は、通帳への記載で確認してください。

振替口座・方法を変更したいときは  
口座振替を始めるときと同様の手続きが、再度必要となりますので、安城市税口座振替依頼書を改めて提出してください。

●納税課  
(☎71)2216



### パブリックコメント制度 による意見募集

●都市計画マスタープラン(案)(都市計画課)

●内容  
本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、総合的な指針としての役割を果たします。

●緑の基本計画(案)(公園緑地課)

●内容  
本市の緑に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

#### 計画(案)を閲覧するには

●とき  
1月15日(金)～2月15日(月)午前8時30分～午後5時15分(閉庁・休館日を除く)

●ところ  
都市計画課、公園緑地課、市政情報コーナー、中央・各地区公民館

※市公式ウェブサイトにも掲載。

#### 意見を提出するには

1月15日(金)～2月15日(月)に住所・氏名法人の場合は、名称・代表者氏名)を記入し、下表の方法で提出

●対象  
市内在住・在勤・在学の人か市内に事務所・事業

所を持つ個人・法人・団体様式は、市公式ウェブサイト配布。電話での意見提出は不可。個別には回答しません。

計画名	都市計画マスタープラン(案)	緑の基本計画(案)
提出方法	提出	先
持参	都市計画課	公園緑地課
郵送	〒446-8501 安城市役所都市計画課	〒446-8501 安城市役所公園緑地課
ファクス	<76>0066	
Eメール	toshikei@city.anjo.aichi.jp	koen@city.anjo.aichi.jp
ウェブサイト上のフォームから送信	市公式ウェブサイト内パブリックコメント (http://www.city.anjo.aichi.jp/toiawase/iken/index.html)へ	

●都市計画課  
(☎71)2243  
●公園緑地課  
(☎71)2244

### 郷土作家展「日本画に見る技法と様式」内 ワークショップ「日本画模写」



●とき  
2月7日(日)午前10時～正午  
●ところ  
市民ギャラリー

●内容  
筆を使った線描による模写

●講師  
小川嘉也氏(日本画家)

●対象  
小学生以上  
※小学生は保護者同伴。

●定員  
25人(定員を超えた場合は抽せん)

●参加費  
1人500円  
●申し込み  
1月27日(木)まで(当日消印有効)に、はがきに

### 平成22年度安城市民憲章活動助成事業を募集

●対象団体  
市内で活動し、構成員が5人以上(市内在住・在勤者が過半数必要)いる団体(市内で特定の地域を限定して活動する団体を除く)

●対象事業  
市民団体自身が企画・実施し、市民全体が対象となる公益的な事業で、市民憲章(本紙15ページ参照)の5つの項目に該当するもの  
※ほかの補助金・助成金などを受けている事業、営利・宗教・政治活動を目的とする事業を除く。

●助成額  
次の①②のうちで少ないほうの額(上限10万円)

①事業に必要な経費の2分の1

②事業に必要な経費から入場料などの収入を引いた額

●その他  
採択された事業は、協議会総会で活動発表をしていただきます。

●申し込み  
1月20日(水)～2月26日(金)午前9時～午後5時(月、2月12日(金)を除く)に申請書・事業計画書・収支予算書・会則や規約など団体の概

●市民会館  
(☎75)1151

要がわかるもの(様式は自由)を持って文化センターへ  
※申請書は同センター、市公式ウェブサイトで配布。

#### 平成21年度の採択事業

●障害者のスポーツ活動支援(安城クラブ)  
●「五感で学ぶ安城地元学」教本作成(安城市生涯学習まちづくり企画人)

●文化センター  
(☎76)1515